

平成30年6月19日  
メディケア生命保険株式会社

## 災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの大阪府北部を震源とする地震により被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災された皆さまからお申し出をいただいた際には、以下のお取り扱いをさせていただきます。

1. 保険料のお払込みについて

被災により保険料のお払込みが困難な場合、お申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 給付金等のお支払いについて


お手続きの際、お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

### 適用状況

法適用日	適用市町村	適用事由
平成30年6月18日	【大阪府】 大阪市・豊中市・吹田市・高槻市・ 守口市・枚方市・茨木市・寝屋川市・ 箕面市・摂津市・四条畷市・交野市・ 三島郡島本町	平成30年大阪府北部を 震源とする地震

お客さまからのお問い合わせ・ご相談を下記窓口において承っておりますので、ご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

【お問い合わせ先】

メディケア生命コールセンター  0120-315056

受付時間[平日 9:00~19:00/土・日 9:00~17:00]

(祝日・年末年始(12/31~1/3)は除く)